

斜里町内の漁港で漁港施設使用許可申請される際の手続方法 (遊漁船・プレジャーボート版)

遊漁船・プレジャーボートが漁港施設使用許可申請を行う場合は北海道より示されている「プレジャーボートなどの漁港利用について」及び当案内のとおりの手続きを行ってください。年度途中の変更事項等の情報は北海道漁港漁村課 HP(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/index.htm>)、北海道オホーツク総合振興局水産課 HP(<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis>)、斜里町 HP (<http://www.town.shari.hokkaido.jp/>)に掲載されますのでご確認ください。上架・船置きのために用地を使用しようとする場合は、申請方法や許可条件等が異なりますので、別途お問い合わせください。

観光船(漁船以外の船舟のうち漁港を起終点とした海上運送法に基づく国内旅客船事業の許可を有する船舟又は届出済みの船舟(以下「観光船」という))として漁港施設を利用しようとする場合は、申請方法や許可条件等が異なりますので、別途お問い合わせください。

□使用できる施設

斜里町内の漁港で許可を受けた遊漁船・プレジャーボートが使用できるのはウトロ漁港及び知布泊漁港で、使用方法等は以下のとおりです。受入隻数や期間、許可条件等の詳細は別紙「斜里町内の漁港で漁船以外の船舟が使用可能な施設」をご覧ください。

漁港名	施設名称	使用方法	使用できる船舟	必要書類(番号)
ウトロ漁港	東防波堤	係留	漁船以外の船舟(観光船を除く)で、前年度許可実績を有する者。	ア. イ. ウ. エ. オ. カ. キ. ク-1. ク-3.
		一時係留(1回の使用可能時間は24時間以内)	乗客(遊漁者)の乗降のために寄港した遊漁船。 寄港した漁船以外の船舟(観光船を除く)。	ア. イ. ウ. エ. オ. カ. ク-1. ク-3. ア. イ. ウ. エ. オ. カ. ク-3.
	西船揚場	上下架	漁船以外の船舟(観光船を除く)。	ア. イ. ウ. エ. オ. カ. ク-2.
知布泊漁港	西防波堤	係留	漁船以外の船舟(観光船を除く)。	ア. イ. ウ. エ. オ. カ. キ. ク-1. ク-3.
	船揚場	上下架	漁船以外の船舟(観光船を除く)。	ア. イ. ウ. エ. オ. カ. ク-2.

□申請期間

使用を開始しようとする日が1日から末日までの場合は、前月1日から15日(15日が閉庁日の場合は翌開庁日)までの間に、使用を開始しようとする日が16日から末日までの場合は、前月16日から末日(月末日が閉庁日の場合は翌開庁日)までの間に申請してください。

期間を過ぎて提出された申請書及び必要書類は受付をすることが出来ませんのでご注意ください。

□申請に必要な書類

申請には以下の書類が必要です。なお「ア. イ. ウ. オ. カ. キ. ク-2. ク-3.」の書類については、必要書類に不備・不足があった場合には許可事務を進めることが出来ませんのでご注意ください。

申請の日から過去1年以内に斜里町内漁港で使用許可を受けている実績があり、かつ内容に変更がない場合は、「イ. ウ. カ.」の添付書類を省略することができます。

申請年度に同一施設で既に許可を受けている場合は、「ア.」以外の全ての書類を省略することができます。ただし、書類の有効期間の過ぎている場合は、新たに提出する必要があります。

- ア. 指定(指示)施設使用許可申請書(様式 1)(使用目的欄に漁港施設使用目的の別「プレジャーボート・遊漁船・その他(具体的に記載)」を記載してください)
- イ. 船舶検査証の写し

ウ. 船舟を撮影した写真(全体及び船舟番号確認可能なもの)

エ. 損害賠償保険に係る保険証券の写し

※損害賠償保険に加入している場合に必要です。

オ. 申請者が船舟の使用について権利を有していることを証明する書面

※申請者と船舟所有者が異なる場合に必要です。(例: 船舟所有者の使用承諾書(様式 2)・売買契約書の写し等)

カ. 船舟使用者の海技免状の写し

キ. 船体管理人選任届け(様式 3)

※係留施設の使用申請をする場合に、ウトロ漁港の場合はウトロ地区居住の者を、知布泊漁港の場合は斜里町内の者を船体管理人として選任する必要があります。(申請者が当該地区居住の場合は不要です)

ク-1. 遊漁船業登録証の写し

※遊漁船業者のうち、申請者等が遊漁船業法に基づく登録を行っている場合に必要です。

ク-2. 土地駐車場使用承諾書

※船揚場(斜路)の使用申請をする場合に、ウトロ漁港の場合はウトロ地区内に、知布泊漁港の場合は字日の出地区内に駐車場用地を所有する者の土地駐車場使用承諾書が必要です。(申請者が当該地区に駐車場用地を所有している場合は不要です)

※土地駐車場使用承諾書の有効期限は提出年度内です。過去に長期にわたって承諾を得ている場合でも、使用年度ごとに証明を受け、承諾書を提出する必要があります。

※土地駐車場使用承諾書は土地所有者から斜里町役場へ直接提出される場合、または土地所有者の署名がある場合は押印は不要ですが、それ以外の場合は土地所有者の押印が必要です。

ク-3. 船舟横付け施設使用承諾書

※係留施設の使用申請をする場合に必要です。

□許可枠の制限について

係留施設の使用については隻数制限があり、制限隻数を越えた場合は新たな許可は出来ません。

また、制限隻数を越える申請があった場合は、次に示す事項に該当する項目が多い申請者を優先し、同順位の場合は、使用を希望する漁港を根拠とする遊漁船業者の 3 名以上で構成される遊漁船団体に所属している者を優先する。同順位の場合は抽選により使用者を決定します。

なお、受入隻数が船舟登録長別に定められている施設にあっては、該当する優先項目の数に関わらず、現に使用許可を受有している船舟の登録長区分の下限に含まれる船舟で申請する者、または前年度に 3 箇月以上連続して使用許可を受有していた船舟の登録長区分の下限に含まれる船舟で申請する者を優先します。

①斜里町に引き続き 3 箇月以上住所を有している者。

②使用を希望する船舟について損害賠償保険に加入している者。

③遊漁船業者のうち、以下の(ア)から(ウ)までのいずれかの条件を満たす者。ただし当該許可を受けていた船舟又はその代船に係る申請に限る。

(ア)申請した時点で使用を希望する施設の使用許可を受有している者。

(イ)使用を希望する施設で前年度に連続して 3 箇月以上の使用許可を受有していた者。

(ウ)網走海区漁業調整委員会の指示に基づく秋さけ船釣りライセンス制において、前年度に引き続き遊漁船の区分でライセンスの承認を受け、かつ使用を希望する施設で前年度に連続して 20 日以上の使用許可を受有していた者。

④申請した時点で使用を希望する施設の使用許可を受有している者、又は前年度に使用を希望する施設で連続して 3 箇月以上の使用許可を受有していた者。ただし当該許可を受けていた船舟又はその代船に係る申請に限る。

□下記項目に当てはまる場合は許可できません

漁港施設の利用秩序・維持・公共性から原則として次の各項に一つでも該当する場合は許可できません。
なお、使用料の滞納には①が適用されます。

- ①漁港に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- ②船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成 15 年法律第 96 号)に基づく、船舶の航行する区域及び船
舟の大きさの区分毎に必要な海技免状を有していない者。
- ③船舶検査書に記載されている航行区域以外の漁港を使用しようとする者。
- ④本許可が同一の者へ不当に集中する恐れがあること。
- ⑤申請者以外の者が、当該使用許可船舶を事実上支配する恐れがあること。

□その他

- ①観光船として許可を受けた船舟以外は、観光船として漁港施設を使用することはできません。
- ②前年度許可実績を有する者とは、前年度に使用を希望する施設で連続して 3 箇月以上の使用許
可を受有していた者をいいます。
- ③申請した時点で使用を希望する施設の使用許可を受有している者には、連名で申請した者のうち
一名以上が使用許可を受有している場合、又は申請者が連名で使用許可を受有しているうちの一名のみで、かつ当該許可を受けている船舟に係る申請である場合を含みます。
前年度に使用を希望する施設で使用許可を受有していた者には、連名で申請した者のうち一名以上が使用許可を受有していた場合、又は申請者が連名で使用許可を受有していたうちの一名のみ
で、かつ当該許可を受けていた船舟に係る申請である場合を含みます。

申請書の提出先・お問合せ先

〒099-4192 斜里郡斜里町本町 12 番地
斜里町役場水産林務課水産係
電話番号 0152-26-8374